

全国統一要求（抜粋）	 建交労全国ダンプ部会	発行所 全日本建設交運一般労働組合 東京都新宿区百人町 4-7-2 電話 03(3360)8021 毎月25日発行 1部 50円
------------	--	---

# ダンプの労働組合を強化して 低単価改善、過積載をなくそう



50年前の滋賀県内での結成大会の様子（抜粋：写真で見る50年の歩み）

今から50年前は日本初のダンプの労働組合が滋賀県内で結成されました。これは全国ダンプ部会の組織化と運動の歴史の始まりとなりました。

以後は「静岡、京都、東京、埼玉」でも組織化が進み、1980年以降は全国各地に広げました。当初の大きな要求は、「労災保険に入りたい。低

全国ではじめてダンプ労働者が労働組合を結成した。滋賀県建設資材運送組合結成大会（72年10月1日）

単価を改善し過積みを無くしたい」引用)建設一般の50年)との事でした。やがて1974年に「一人親方労災保険(特別加入)」がダンプも適用されたことが、労災時の保障や療養に役立ち、組織化にも大きな役割を果たしました。組織化の目玉は、「税金相談、各種共済制度、労災保険

全国ダンプ部会は、今年で組織化から丸50年(←)節目を迎えました。1972年10月1日に滋賀県で組織結成大会(当時:全日自労)が開かれたことが始まりです。当初は、「労災保険に入りたい」「低単価を改善し、過積載をなくしたい」との主張でした。やがて労災保険の特別加入がダンプになりました。

適用され、関東（埼玉・千葉）で強固な組織化と運動に取り組み、全国各地に組織を広げました。しかし、建設産業の重層下請構造の下で今もなお、現場ではダンプの単価は叩かれ、過積載は無くなっています。全国各地で単価改善闘争に取り組み、組織化を広げましょう。

死亡事故」で道交法改正やダンプの車両構造を改善させるなど、行政を動かす運動を展開しました。

の特別加入 燃料カード  
どでダンプの仕事に役立つ  
求でした。また関東、近畿  
は碎石・合材プラントで職  
組織を結成し、自家用ダン  
(白ナンバー) 排除反対、  
組法上の労働者性の確立に  
影響を与えました。

# 全国ダンプ 東北、関東、北陸、東海、 国土交通士 一人5箇

# 国土交通大臣宛署名 一人5筆以上集めよう

化と低単価改善、過積載根絶の運動に取り組み今年で丸50

放さないことです。国土交通省は、日本最大の公共工事発注官庁であり、建設業法やダンプ規制法を所管する行政組織です。各建設業界団体や各地方自治体に対しても指導力や影響力を發揮しています。部会では毎年5月の本省交渉や夏のキャラバン行動を軸にしてダンプの要求実現に向けて奮闘しています。運動の一環として、今年も10月から国土交通大臣宛署名の集約活動を開始します。(第一次集約は12月末、第二次集約は来年2月末、最終は4月末期限) 各組織では組合員数に比例した目標数(1人5筆)を設定し各地で取り組みを広げましょ。署名は今月の機関紙と一緒に各事務所に送付します。

近畿、沖縄」の各地域で適正単価での就労を実現していくまです。建設産業の重層下請の下で、50年前の当時とダンプ労働者の実態と要求は大きく変わつていません。全国部会の開いの別途点で確信を持ち、

# 総決起 結成50周年の節目の年 運動と組織化を広げよう



全国幹事会のメンバーで熱海市土石流災害現場を視察しました。（9月16日）

# 建設発生土対策を強化 ダンプの仕事を守ろう

法制化

## 元請の管理責任の徹底へ 各都道府県へ要請しよう



徳島県庁へ、自家用ダンプへ燃料支援金の適用を求めました。（9月27日徳島県庁）

国土交通省は、今年5月に成立した「盛土規制法」の来年度の施行に向けて、各都道府県に対するガイドラインを今作中です。また6月に「標準請負契約」の改正を勧告し、官民工事を問わず、「発注者と元請契約段階で建設発生土の指定処分先の明示」が義務化されることになります。しかし、肝心の「最終処分場まで」の元請の管理責任は不明確となつていて、中間ストップ場が指定処分先となれば、今までと同じことになります。

現在、各都道府県に残土規

制定条例が制定されていません。今年のキャラバン行動でも盛土規制法に合わせて残土も盛土規制法に合わせて残土条例等を制定すると回答した所は少数です。

改めて各支部では、盛土規制法の施行に際して、全国部会が要求してきた「①発注者と元請が建設発生土（残土）の最終処分まで責任を持つて管理する、②ダンプ運搬単価や処分費の適正化と実効性の確保、③トレーサビリティシステムの構築、④公的な中間ストップヤードや最終処分場の設定」について各県に要請

### 要請行動

## 燃料高騰対策の支援金 自家用ダンプに適用を

徳島ダンプ

徳島ダンプ支部は、政府が実施している燃料及び物価高騰対策の支援金（地方創生臨時交付金）についての新聞報道を見た組合員から、「ダンプは適用されないのか」という切実な要望が出されたことを受け、9月12日に徳島県庁へ要請書を提出し、翌日には県議へ要請しました。

要請内容は、「①臨時交付金を活用した生活困窮者支援の創設、②自家用ダンプ・ミニカー車への適用、③ダンプ規制法12条団体等を支援対象

されています。さらに27日には徳島県・労政雇用戦略課を窓口にし、運輸政策課・建設管

理課と交渉を行いました。しかし、県議会は「運送事業者限

議論が交わされているようで、担当者の対応は消極的でした。

その他支部では22日にも支

援金の取り組みを行なつてい

ました。

特に単価問題について、中

国地方整備局では1日働いた

際の常用単価について、私た

めています。

私たちの要求は、当たる前

の要求です。労働組合として、

安全安心に働き続けられる労

働条件や労働環境の改善を求

めています。

国土交通省は、今年5月に成立した「盛土規制法」の来年度の施行に向けて、各都道

府県に対するガイドラインを今作中です。また6月に「標準請負契約」の改正を勧告し、官民工事を問わず、「発注者と元請契約段階で建設発生土の指定処分先の明示」が義務化されることになります。しかし、肝心の「最終処分場まで」の元請の管理責任は不明確となつていて、中間ストップ場が指定処分先となれば、今までと同じことになります。

現在、各都道府県に残土規

制定条例が制定されていません。今年のキャラバン行動でも盛土規制法に合わせて残土も盛土規制法に合わせて残土条例等を制定すると回答した所は少数です。

改めて各支部では、盛土規制法の施行に際して、全国部会が要求してきた「①発注者と元請が建設発生土（残土）の最終処分まで責任を持つて管理する、②ダンプ運搬単価や処分費の適正化と実効性の確保、③トレーサビリティシステムの構築、④公的な中間ストップヤードや最終処分場の設定」について各県に要請

されています。さらに27日には徳島県・労政雇用戦略課を窓口にし、運輸政策課・建設管

理課と交渉を行いました。しかし、県議会は「運送事業者限

議論が交わされているようで、担当者の対応は消極的でした。

その他支部では22日にも支

援金の取り組みを行なつてい

ました。

特に単価問題について、中

国地方整備局では1日働いた

際の常用単価について、私た

めています。

私たちの要求は、当たる前

の要求です。労働組合として、

安全安心に働き続けられる労

働条件や労働環境の改善を求

めています。

国土交通省は、今年5月に成立した「盛土規制法」の来年度の施行に向けて、各都道

府県に対するガイドラインを今作中です。また6月に「標準請負契約」の改正を勧告し、官民工事を問わず、「発注者と元請契約段階で建設発生土の指定処分先の明示」が義務化されることになります。しかし、肝心の「最終処分場まで」の元請の管理責任は不明確となつていて、中間ストップ場が指定処分先となれば、今までと同じことになります。

現在、各都道府県に残土規

制定条例が制定されていません。今年のキャラバン行動でも盛土規制法に合わせて残土も盛土規制法に合わせて残土条例等を制定すると回答した所は少数です。

改めて各支部では、盛土規制法の施行に際して、全国部会が要求してきた「①発注者と元請が建設発生土（残土）の最終処分まで責任を持つて管理する、②ダンプ運搬単価や処分費の適正化と実効性の確保、③トレーサビリティシステムの構築、④公的な中間ストップヤードや最終処分場の設定」について各県に要請

されています。さらに27日には徳島県・労政雇用戦略課を窓口にし、運輸政策課・建設管

理課と交渉を行いました。しかし、県議会は「運送事業者限

議論が交わされているようで、担当者の対応は消極的でした。

その他支部では22日にも支

援金の取り組みを行なつてい

ました。

特に単価問題について、中

国地方整備局では1日働いた

際の常用単価について、私た

めています。

私たちの要求は、当たる前

の要求です。労働組合として、

安全安心に働き続けられる労

働条件や労働環境の改善を求

めています。

国土交通省は、今年5月に成立した「盛土規制法」の来年度の施行に向けて、各都道

府県に対するガイドラインを今作中です。また6月に「標準請負契約」の改正を勧告し、官民工事を問わず、「発注者と元請契約段階で建設発生土の指定処分先の明示」が義務化されることになります。しかし、肝心の「最終処分場まで」の元請の管理責任は不明確となつていて、中間ストップ場が指定処分先となれば、今までと同じことになります。

現在、各都道府県に残土規

制定条例が制定されていません。今年のキャラバン行動でも盛土規制法に合わせて残土も盛土規制法に合わせて残土条例等を制定すると回答した所は少数です。

改めて各支部では、盛土規制法の施行に際して、全国部会が要求してきた「①発注者と元請が建設発生土（残土）の最終処分まで責任を持つて管理する、②ダンプ運搬単価や処分費の適正化と実効性の確保、③トレーサビリティシステムの構築、④公的な中間ストップヤードや最終処分場の設定」について各県に要請

されています。さらに27日には徳島県・労政雇用戦略課を窓口にし、運輸政策課・建設管

理課と交渉を行いました。しかし、県議会は「運送事業者限

議論が交わされているようで、担当者の対応は消極的でした。

その他支部では22日にも支

援金の取り組みを行なつてい

ました。

特に単価問題について、中

国地方整備局では1日働いた

際の常用単価について、私た

めています。

私たちの要求は、当たる前

の要求です。労働組合として、

安全安心に働き続けられる労

働条件や労働環境の改善を求

めています。

国土交通省は、今年5月に成立した「盛土規制法」の来年度の施行に向けて、各都道

府県に対するガイドラインを今作中です。また6月に「標準請負契約」の改正を勧告し、官民工事を問わず、「発注者と元請契約段階で建設発生土の指定処分先の明示」が義務化されることになります。しかし、肝心の「最終処分場まで」の元請の管理責任は不明確となつていて、中間ストップ場が指定処分先となれば、今までと同じことになります。

現在、各都道府県に残土規

制定条例が制定されていません。今年のキャラバン行動でも盛土規制法に合わせて残土も盛土規制法に合わせて残土条例等を制定すると回答した所は少数です。

改めて各支部では、盛土規制法の施行に際して、全国部会が要求してきた「①発注者と元請が建設発生土（残土）の最終処分まで責任を持つて管理する、②ダンプ運搬単価や処分費の適正化と実効性の確保、③トレーサビリティシステムの構築、④公的な中間ストップヤードや最終処分場の設定」について各県に要請

されています。さらに27日には徳島県・労政雇用戦略課を窓口にし、運輸政策課・建設管

理課と交渉を行いました。しかし、県議会は「運送事業者限

議論が交わされているようで、担当者の対応は消極的でした。

その他支部では22日にも支

援金の取り組みを行なつてい

ました。

特に単価問題について、中

国地方整備局では1日働いた

際の常用単価について、私た

めています。

私たちの要求は、当たる前

の要求です。労働組合として、

安全安心に働き続けられる労

働条件や労働環境の改善を求

めています。

国土交通省は、今年5月に成立した「盛土規制法」の来年度の施行に向けて、各都道

府県に対するガイドラインを今作中です。また6月に「標準請負契約」の改正を勧告し、官民工事を問わず、「発注者と元請契約段階で建設発生土の指定処分先の明示」が義務化されることになります。しかし、肝心の「最終処分場まで」の元請の管理責任は不明確となつていて、中間ストップ場が指定処分先となれば、今までと同じことになります。

現在、各都道府県に残土規

制定条例が制定されていません。今年のキャラバン行動でも盛土規制法に合わせて残土も盛土規制法に合わせて残土条例等を制定すると回答した所は少数です。

改めて各支部では、盛土規制法の施行に際して、全国部会が要求してきた「①発注者と元請が建設発生土（残土）の最終処分まで責任を持つて管理する、②ダンプ運搬単価や処分費の適正化と実効性の確保、③トレーサビリティシステムの構築、④公的な中間ストップヤードや最終処分場の設定」について各県に要請

されています。さらに27日には徳島県・労政雇用戦略課を窓口にし、運輸政策課・建設管

理課と交渉を行いました。しかし、県議会は「運送事業者限

議論が交わされているようで、担当者の対応は消極的でした。

その他支部では22日にも支

援金の取り組みを行なつてい

ました。

特に単価問題について、中

国地方整備局では1日働いた

際の常用単価について、私た

めています。

私たちの要求は、当たる前

の要求です。労働組合として、

安全安心に働き続けられる労

働条件や労働環境の改善を求

めています。

国土交通省は、今年5月に成立した「盛土規制法」の来年度の施行に向けて、各都道

府県に対するガイドラインを今作中です。また6月に「標準請負契約」の改正を勧告し、官民工事を問わず、「発注者と元請契約段階で建設発生土の指定処分先の明示」が義務化されることになります。しかし、肝心の「最終処分場まで」の元請の管理責任は不明確となつていて、中間スト